

平成30年6月4日招集

第3回天草市議会（定例会）議案書

天 草 市

## 平成30年第3回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第2号	専決処分事項の報告について	平成30年 6月4日		
報告第3号	専決処分事項の報告について	"		
報告第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成29年度天草市一般会計)	"		
報告第5号	繰越計算書の報告について(平成29年度天草市下水道事業会計)	"		
報告第6号	一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について	"		
報告第7号	株式会社くらたけの経営状況の報告について	"		
報告第8号	株式会社うしぶかの経営状況の報告について	"		
報告第9号	株式会社プラスファイブの経営状況の報告について	"		
報告第10号	有限会社愛夢里の経営状況の報告について	"		
議第106号	天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第107号	天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第108号	天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第109号	天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第110号	天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	平成30年 6月4日		
議第111号	字の区域の変更について	〃		
議第112号	工事請負契約の変更について	〃		
議第113号	市道路線の認定について	〃		
議第114号	平成30年度天草市一般会計補正予算 (第1号)	〃		
議第115号	平成30年度天草市斎場事業特別会計 補正予算(第1号)	〃		
議第116号	平成30年度天草市水道事業会計補正 予算(第1号)	〃		
議第117号	平成30年度天草市下水道事業会計補 正予算(第1号)	〃		

## 報告第2号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成29年11月1日（水曜日）  
午後9時5分頃
- 2 事故発生場所 天草市楠浦町2805番地 楠浦小学校駐車場内
- 3 和解の相手方 天草市在住者（男性、36歳）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市消防団員が運転する消防積載車が後方に発進したところ、駐車中の相手方車両と接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 63,720円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件の車両についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

- 1 事故発生日時 平成29年10月4日（水曜日）  
午前11時35分頃
- 2 事故発生場所 天草市天草町高浜南712番地2
- 3 和解の相手方 東京都在住者（男性、48歳）
- 4 事故の概要 上記日時、場所において、本市職員が運転する公用車が、相手方所有の倉庫に接触し、当該倉庫外壁に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 27,000円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件についての損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第4号

繰越明許費繰越計算書の報告について

平成29年度天草市一般会計補正予算（第2号、第4号、第6号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

平成29年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	廃屋及び空き家等対策事業	15,000,000	15,000,000		7,500,000			7,500,000
		天草エアライン運航対策事業	89,216,000	85,204,000					85,204,000
		コミュニティセンター整備事業	14,596,000	14,242,000					14,242,000
		スポーツ拠点施設整備事業	35,036,000	35,036,000					35,036,000
		支所要望対応事業	19,000,000	19,000,000					19,000,000
		天草市庁舎建設事業	618,379,000	413,473,000			413,400,000		73,000
4 衛生費	2 環境費	クリーンセンター施設整備事業	12,528,000	12,528,000					12,528,000
5 農林水産業費	1 農業費	産地パワーアップ事業	2,154,000	2,154,000					2,154,000
		2 林業費	単独治山事業	5,049,000	4,264,000		3,258,000		376,000
	3 水産業費	水産資源回復・基盤整備事業	10,000,000	10,000,000					10,000,000
		海岸堤防等老朽化対策事業	23,500,000	17,788,000		8,893,521			8,894,479
		水産基盤整備事業	5,500,000	1,138,000		625,390	500,000		12,610
		水産物供給基盤機能保全事業	33,000,000	23,377,000		18,700,955			4,676,045
		漁村再生交付金事業	51,000,000	38,510,000		21,547,701	16,800,000		162,299
単独漁港整備事業	99,000,000	98,000,000			68,200,000		29,800,000		

平成29年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
6 商工費	1 商工費	崎津観光交流広場整備事業	50,000,000	50,000,000	50,000,000					
		観光施設整備事業	16,500,000	16,500,000	16,500,000					
7 土木費	1 土木管理費	アスベスト含有調査等事業	34,022,000	34,022,000		34,022,000				
		2 道路橋梁費	市道改良（交付金）事業	165,000,000	111,356,000		60,095,000	51,000,000		261,000
		市道改良（単独）事業	10,200,000	9,514,000					9,514,000	
	3 河川費	土砂災害危険住宅移転促進事業	6,000,000	6,000,000		6,000,000				
		5 都市計画費	都市計画道路太田町水の平線整備事業	143,000,000	111,387,000		18,229,230	48,700,000		44,457,770
			熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	221,500,000	221,500,000		115,118,110	89,100,000		17,281,890
	7 住宅費	市営住宅ストック総合改善事業	128,600,000	128,600,000		56,910,000			71,690,000	
8 消防費	1 消防費	防災行政無線整備事業	1,079,060,000	1,079,060,000			1,078,900,000		160,000	
9 教育費	2 小学校費	小学校施設大規模改造事業	98,525,000	19,980,000			18,900,000		1,080,000	
		3 中学校費	中学校施設大規模改造事業	13,036,000	13,036,000			12,300,000		736,000
	7 社会教育費	文化財保存整備事業	9,185,000	9,185,000					9,185,000	



平成29年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
10 災害復旧費	1 農林水産施設	現年発生補助農業施設	46,600,000	37,254,800		34,578,060	1,400,000	452,442	824,298	
		災害復旧費	現年発生補助林業施設	52,300,000	52,300,000		25,877,000	13,600,000		12,823,000
			現年発生単独林業施設	4,000,000	2,899,000					2,899,000
			現年発生単独治山施設	8,240,000	5,941,000		3,800,000		128,000	2,013,000
	2 公共土木施設	現年発生補助公共土木施設	154,544,000	154,544,000		103,080,000	49,600,000		1,864,000	
		災害復旧費	現年発生単独公共土木施設	22,050,000	19,453,000			19,400,000		53,000
合	計		3,295,320,000	2,872,245,800	66,500,000	518,234,967	1,881,800,000	956,442	404,754,391	

報告第5号

繰越計算書の報告について

平成29年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

平成29年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	山仁田地区管渠建設改良事業	30,000,000	0	30,000,000	0	30,000,000	0	0	0	管渠布設工事の施工にあたり、既設橋梁添架の安定計算並びに橋梁管理者である熊本県との協議に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		今釜新町ポンプ場改築更新事業	306,000,000	136,000,000	170,000,000	81,762,151	88,200,000	37,849	0	0	複数年施工に係る翌年度予算(国庫補助金)確保のための国の審査に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		今釜新町ポンプ場耐震対策事業	98,000,000	0	98,000,000	49,000,000	49,000,000	0	0	0	複数年施工に係る翌年度予算(国庫補助金)確保のための国の審査に期間を要したため、予算を繰越して使用する。
		佐伊津浄化センター高度処理槽築造事業	98,400,000	43,730,000	54,670,000	27,335,000	27,300,000	35,000	0	0	0
計			532,400,000	179,730,000	352,670,000	158,097,151	194,500,000	72,849	0	0	

報告第6号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第7号

株式会社くらたけの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社くらたけの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第8号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第9号

株式会社プラスファイブの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社プラスファイブの経営状況を別冊のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

報告第10号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木



議第 106 号

天草市立保育所条例の一部を改正する条例の制定について

天草市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市立保育所条例の一部を改正する条例

天草市立保育所条例（平成 18 年天草市条例第 126 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表天草市立牛深保育所の項、天草市立深海保育所の項、天草市立新合保育所の項及び天草市立宮野河内保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市立牛深保育所、天草市立深海保育所、天草市立新合保育所及び天草市立宮野河内保育所を廃止するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第107号

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年6月4日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

天草市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年天草市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。以下同じ。）（看護小規模多機能型居宅介護（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護をいう。第217条において同じ。）に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。第46条第1項において同じ。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第67条第4号、第68条第5項及び第78条の3中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第98条第1項中「特定施設」の次に「をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「以下同じ。））」を「以下同じ。））」に改める。

第217条中「施行規則第17条の10に規定する」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 108 号

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
の制定について

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次  
のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
天草市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例（平成 26 年天草市条例第  
26 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条  
の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必  
要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 109 号

天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市税条例等の一部を改正する条例

(天草市税条例の一部改正)

第 1 条 天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「（第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。）」を加える。

第 24 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 34 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 34 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第 48 条第 1 項中「による申告書」の次に「（第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の 3 項を加える。

10 法第 321 条の 8 第 4 2 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 4 2 項及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載す

べきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

（製造たばこことみなす場合）

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は

引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに

係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。



第95条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第10項を同条第16項とし、同項の前に次の1項を加える。

15 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

附則第10条の2第9項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 8」を「0. 6」に、「0. 2」を「0. 4」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 6」を「0. 4」に、「0. 4を」を「0. 6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5, 692円」を「6, 122円」に改める。

第4条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0. 4を」を「0. 2を」に、「0. 6」を「0. 8」に改め、同項

第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 天草市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（天草市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 天草市税条例の一部を改正する条例（平成27年天草市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「天草市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「天草市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1, 262円」を「1, 692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中天草市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から

第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中天草市税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日

(3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

(4) 第2条中天草市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中天草市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中天草市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中天草市税条例附則第10条の2第10項を同条第16項とし、同項の前に1項を加える改正規定（同条第15項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の天草市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(天草市税条例等の一部を改正する条例(平成27年天草市条例第30号)附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の天草市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。))第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者

の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	天草市税条例等の一部を改正する条例（平成30年天草市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限

第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附

則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の天草市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	天草市税条例等の一部を改正する条例（平成30年天草市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、 第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限

	の申告書又は第 139 条第 1 項 の申告書でその提出期限	
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は 第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正 する省令（平成 30 年総務省令 第 25 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条 第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条 第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条 第 3 項

5 32 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 10 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第 11 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課さ



れることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正规則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の天草市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	天草市税条例等の一部を改正する条例（平成30年天草市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は	地方税法施行規則の一部を改正

	第34号の2の2様式	する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 110 号

### 天草市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 30 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

### 天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 天草市都市計画税条例（平成 18 年天草市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

附則第 15 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 天草市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、附則第 15 項中「第 44 項、第 45 項」を「第 43 項、第 44 項」に、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第 1 条中天草市都市計画税条例附則第 15 項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号）の施行の日
  - (2) 第 2 条の規定 平成 31 年 4 月 1 日
- 2 この条例による改正後の天草市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都

市計画税について適用し、平成２９年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第 1 1 1 号

字の区域の変更について

天草市の字の区域を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により次のとおり変更するものとする。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
新和町 小宮地	鳶巣	8 5 3 1 の一部、8 5 3 2 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部	新和町 小宮地	石橋
新和町 小宮地	柵	9 0 7 5 及びこれに隣接する道路、水路である公有地の全部並びに 9 0 8 3、字大浦 9 0 8 6、9 0 8 7、9 0 9 2 に隣接する道路、水路である公有地の全部	新和町 小宮地	大浦
新和町 小宮地	大浦	字石橋 9 0 2 6 の 1 に隣接する道路である公有地の一部	新和町 小宮地	石橋
新和町 小宮地	石橋	9 0 2 6 の 1 の一部及び 9 0 2 7 の 1 の地先の水路である公有地の一部	新和町 小宮地	大浦
新和町 小宮地	柵	字石橋 9 0 2 6 の 1 に隣接する道路である公有地の一部並びに字石橋 9 0 2 7 の 1、9 0 2 7 の 3、9 0 2 7 の 5 に隣接する道路である公有地の全部	新和町 小宮地	石橋

新和町 小宮地	大石ノ丸	9391の1、9391の3、9394及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部並びに9396の4の地先の道路である公有地の一部	新和町 小宮地	浦
新和町 小宮地	浦	9342の1から9342の3まで、9353の一部	新和町 小宮地	大石ノ丸
新和町 小宮地	大石ノ丸	9475、9478、9483から9485までに隣接する道路である公有地の全部	新和町 小宮地	中波江

(提案理由)

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 2 号

工事請負契約の変更について

平成 2 9 年 6 月 2 3 日議決された議第 5 4 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

「契約の金額 2, 8 3 7, 1 6 0, 0 0 0 円」を「契約の金額 2, 9 0 0, 5 2 3, 2 6 2 円」とする。

(提案理由)

天草市本庁舎建設工事請負契約において、設計図書の変更等に伴い契約金額を増額する必要があるため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 1 3 号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定するものとする。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

路線 番号	路線名	起点	終点	総延長 m	道路敷 幅員m	参考資料 図面番号
3328	葭の口 1 号 線	下浦町字葭ノ口 3281 番 189	下浦町字葭ノ口 3281 番 221	369.3	4.4~ 9.2	①
3329	二反田丸田 線	深海町字二反田 1654 番 2 地先	深海町字丸田 1851 番 1 地先	739.2	6.4~ 11.1	②

(提案理由)

市道の路線を認定するには、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



議第 1 1 4 号

平成 3 0 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度天草市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,766,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56,654,960千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		482,908	4,628	487,536
	1 分担金	14,645	4,628	19,273
14 国庫支出金		6,032,445	434,884	6,467,329
	2 国庫補助金	1,109,280	429,884	1,539,164
	3 国庫委託金	17,997	5,000	22,997
15 県支出金		3,679,772	89,752	3,769,524
	2 県補助金	1,215,440	87,388	1,302,828
	3 県委託金	161,360	2,364	163,724
17 寄附金		300,001	6,200	306,201
	1 寄附金	300,001	6,200	306,201
18 繰入金		3,691,008	357,728	4,048,736
	2 基金繰入金	3,691,008	357,728	4,048,736
20 諸収入		434,952	10,396	445,348
	5 雑入	231,624	10,396	242,020
21 市債		7,101,800	862,600	7,964,400
	1 市債	7,101,800	862,600	7,964,400
補正されなかった款項に係る額		33,165,886		33,165,886
歳入合計		54,888,772	1,766,188	56,654,960

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,128,995	584,914	11,713,909
	1 総務管理費	10,481,643	584,914	11,066,557
3 民生費		16,939,542	8,940	16,948,482
	2 高齢者福祉費	4,334,578	6,736	4,341,314
	4 生活保護費	1,465,658	2,204	1,467,862
4 衛生費		6,459,671	124,444	6,584,115
	1 保健衛生費	1,024,832	10,664	1,035,496
	2 環境費	3,308,615	31,821	3,340,436
	3 斎場費	54,264	10,963	65,227
	6 看護専門学校費	149,707	70,996	220,703
5 農林水産業費		2,274,743	315,166	2,589,909
	1 農業費	1,253,545	76,666	1,330,211
	2 林業費	294,756	1,500	296,256
	3 水産業費	726,442	237,000	963,442
6 商工費		2,306,789	38,478	2,345,267
	1 商工費	2,306,789	38,478	2,345,267
7 土木費		3,153,598	80,426	3,234,024
	2 道路橋梁費	1,412,172	80,426	1,492,598
9 教育費		2,984,870	613,820	3,598,690
	1 教育総務費	1,189,976	290	1,190,266
	2 小学校費	319,429	102,752	422,181
	3 中学校費	219,728	450,434	670,162
	4 幼稚園費	136,024	52,599	188,623
	7 社会教育費	563,545	7,745	571,290
補正されなかった款項に係る額		9,640,564		9,640,564
歳出合計		54,888,772	1,766,188	56,654,960

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市複合施設整備推進事業	平成31年度	2,449,410
学校給食公会計化システム導入業務委託料	平成31年度	7,323
緊急通報システム運用業務委託料	平成31年度～平成32年度	27,319
本渡児童センター指定管理料	平成31年度～平成35年度	38,305
わくわく本渡児童館指定管理料	平成31年度～平成35年度	43,262
栖本温泉センター指定管理料	平成31年度～平成35年度	85,509
新和緑の村指定管理料	平成31年度～平成33年度	28,578
下田温泉センター指定管理料	平成31年度～平成35年度	67,157
下田温泉ふれあい館ぷらっと指定管理料	平成31年度～平成33年度	16,968
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託	平成31年度～平成32年度	2,250
市営住宅指定管理料	平成31年度～平成35年度	95,571
天草交流センターブルーアイランド天草指定管理料	平成31年度～平成33年度	4,651

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
複合施設整備事業	389,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。
看護専門学校施設整備事業	67,400			
小学校施設整備事業	61,400			
中学校施設整備事業	411,400			
幼稚園施設整備事業	49,900			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前		補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
漁港施設整備事業	258,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができる。	447,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
観光施設整備事業	759,300	〃	〃	〃	373,700	〃	〃	〃
道路橋梁整備事業	146,600	〃	〃	〃	191,700	〃	〃	〃
災害復旧事業	3,463,200	〃	〃	〃	3,498,800	〃	〃	〃

平成 3 0 年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 0 年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 97,063千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 155,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		54,264	10,963	65,227
	1 繰入金	54,264	10,963	65,227
6 市債		0	86,100	86,100
	1 市債	0	86,100	86,100
補正されなかった款項に係る額		4,101		4,101
歳入合計		58,365	97,063	155,428

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 斎場事業費		46,001	97,063	143,064
	1 斎場事業費	46,001	97,063	143,064
補正されなかった款項に係る額		12,364		12,364
歳出合計		58,365	97,063	155,428

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
火葬場施設実施設計業務委託料	平成31年度	14,224



第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
斎場整備事業	86,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率の 見直しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。

## 平成 3 0 年度天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 3 0 年度天草市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 3 0 年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 事 業 費	2,679,133 千円	3,506 千円	2,682,639 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,409,363 千円	3,506 千円	2,412,869 千円

第 3 条 予算第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（債務負担行為）

第 1 0 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
天草市水道事業運転管理等業務委託	平成31年度～平成32年度	3,904 千円
天草市簡易水道施設管理業務委託その 1	平成31年度～平成32年度	1,244 千円
天草市簡易水道施設管理業務委託その 2	平成31年度～平成32年度	1,961 千円

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木

## 平成 3 0 年度天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 3 0 年度天草市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 3 0 年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	支 出	（補正予定額）	（計）
第 1 款 事 業 費	1, 792, 680 千円		4, 779 千円	1, 797, 459 千円
第 1 項 営 業 費 用	1, 653, 558 千円		4, 779 千円	1, 658, 337 千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	平成31年度～平成32年度	9, 495 千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	平成31年度～平成32年度	195 千円

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

天草市長 中 村 五 木